

(平成22年11月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年8月10日、17年8月11日、18年8月11日及び19年8月11日に支給された賞与において、9万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を9万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成17年8月11日
③ 平成18年8月11日
④ 平成19年8月11日

A社において、申立期間に支給された賞与に係る記録が厚生年金保険の記録から抜けている。支給された賞与からは、厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る賞与明細書及びA社から提出された申立期間に係る「給料支給明細書（差引支給額）」から、申立人は、平成16年8月10日、17年8月11日、18年8月11日及び19年8月11日について、同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなることから、申立期間の標準賞与額

については、厚生年金保険料の控除額から9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における申立期間①に係る資格取得日の記録を昭和37年7月7日、資格喪失日の記録を38年7月25日に、申立期間②に係る資格取得日の記録を40年3月6日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を1万4,000円、申立期間②の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年7月7日から38年7月25日まで
② 昭和40年3月6日から同年7月10日まで

亡夫は、昭和37年4月から平成9年10年までA社及びその関連会社に在籍していた。しかしながら、昭和37年7月7日から38年7月25日までの間と40年3月6日から同年7月10日までの間の二つの期間が、会社側の事務処理ミスにより厚生年金保険の加入期間が空白扱いとなっている。この期間の事務処理ミスについては、会社側も認めているため、記録の訂正をお願いしたい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の人事記録、C健康保険組合の記録、雇用保険の記録、D社(A社の関連会社)の回答及びA社のE部門に在籍していた同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和37年7月7日にA社F工場から同社B支店に異動し、38年7月25日に同社B支店から同社G支

店に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係るC健康保険組合の「被保険者名簿」に記載されている昭和37年7月7日の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、当該期間における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間の厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所(当時)の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても、社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年7月から38年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、上記の記録、D社の回答及び上記の同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(A社G支店から同社B支店に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、同僚は、「会社は3月から翌年4月を年度としており、定期異動であれば3月にはBにいたはずである。」と供述しており、申立期間②はA社B支店に勤務していたと考えられることから、昭和40年3月6日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、当該期間前後のオンライン記録から2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間における申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から52年3月まで
申立期間は、母が、「一度に納付できる最後の機会だから、頑張って10年分納付してきた。」と言っていた。今一度記録を調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年4月17日に払い出され、42年10月23日にさかのぼって被保険者資格が取得されていることが確認できる上、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿（昭和53年3月28日作成）を見ると、「附加年金53.3.11申出」、「口座振替開始期53.1」と記載されていることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は53年3月ごろに行われ、同年4月末までに同市で納付できた52年4月から同年12月までの保険料が納付されたものと考えられる。

また、前述の申立人の国民年金の加入手続が行われたと考えられる昭和53年3月時点では、過年度保険料となる申立期間のうち、42年10月から50年12月までの国民年金保険料は、制度上、時効により納付できないが、申立人は、その母親が、「一度に納付できる最後の機会だから10年分頑張って保険料を納付してきた。」と言っていたと申し立てしているところ、53年7月から第三回目の特例納付期間中であったものの、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿に申立期間の保険料の納付を確認できる記載は無い上、申立人の国民年金被保険者台帳にも納付の記録は無い。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付等に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付したとする申立人の母親は既に死亡しており、申立期間当時の保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示

す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から39年3月まで

昭和36年ごろから、A町の個人商店で働いていたが、20歳の時に国民年金に加入し、当時忙しかったため、事業主の奥様に保険料を渡し、町内の集金場所に代わりに納付してもらっていた。ところが、私の記録を見ると、37年4月から同年12月までの期間と39年4月以降の納付記録はあるのに、その間の申立期間については、未納とされている。申立期間の保険料も他の期間と同様に納付していたので、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の主張のとおり、申立期間後の昭和39年4月以降の保険料は、申立人の事業主夫婦と共に、同じ日に納付されていることが、A町の国民年金被保険者名簿及び納付組織の集金記録である国民年金保険料月別収納表により確認できる。

しかしながら、昭和37年度の国民年金保険料月別収納表には申立人の名前は見当たらない上、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人が加入手続を行ったのは、38年11月前後と推認でき、その際に、20歳到達時の37年*月*日までさかのぼって被保険者資格を取得したものと考えられる。

また、昭和38年度の国民年金保険料月別収納表においては、名前だけの記載があるだけで、収納の記録が無く、39年度のものから、申立人の月別の収納が行われていることが確認できる。

さらに、A町の国民年金被保険者名簿の検認記録欄の、昭和37年4月から同年11月までの欄には「現金納付」、同年12月の欄には「現金納付 39. 7. 31」、申立期間の欄には「時効消滅」の押印がそれぞれあることから、加入手続後、

39年7月31日に37年4月から同年12月までの保険料を一括で現金納付したものの、申立期間に係る保険料を納付しようとした時点では、2年の時効が完成し、制度上保険料が納付できなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は、申立期間に係る保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする当時の事業主夫婦にも聴取できないため、当時の保険料の納付状況等が不明であり、申立人及び事業主夫婦が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 12 日から同年 12 月 1 日まで
昭和 36 年 7 月 12 日から同年 9 月 30 日までは臨時雇用員としてAでB担当の仕事をしていた。また、同年 10 月 1 日から同年 11 月 30 日までは試用員としてCでDをしていた。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

E事業所の人事記録を管理するF事業所の回答から、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 7 月 12 日から同年 9 月 28 日まではE事業所A、同年 9 月 29 日から同年 9 月 30 日まではE事業所Cにおいて、それぞれ臨時雇用員として勤務し、申立期間のうち、同年 10 月 1 日から同年 11 月 30 日まではE事業所Cにおいて試用員として勤務していることが確認できる。

しかしながら、F事業所は、臨時雇用員等の身分をもって在籍していた期間に係る賃金台帳及び公租公課徴収等に関する資料は、保存期間超過のため廃棄しており、提供することができないものの、E事業所の臨時雇用員及び試用員について厚生年金保険加入が制度化されたのは、「臨時雇用員等社会保険事務処理規程」が施行された昭和 38 年 10 月 1 日以降であると回答している。

また、E事業所A及びE事業所Cを管轄するG事業所が初めて厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 38 年 11 月 1 日であることが確認できる。

さらに、申立人と同様に、昭和 36 年 7 月にH事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失し、I共済組合において同年 12 月 1 日から年金加入記録が確認できる同僚について、申立人が名前を記憶している同僚 1 人を含む 4 人の厚生年金保険の加入記録を確認したが、その全員について申立期間に係る加入記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 40 年 10 月 10 日まで
私は、A事業所から誘いを受け、昭和 38 年 3 月 31 日にB社を辞め、翌日からA事業所で働き始めたと記憶しているが、給与から所得税や雇用保険料とともに厚生年金保険料も控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人が申立期間に勤務していたとするA事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、当時の複数の従業員は、「A事業所は個人事業であったので、厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

さらに、申立期間に係る申立人の雇用保険の加入記録も確認できない。

加えて、申立期間当時に適用事業所として記録されているC県の類似名称の事業所の厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の記録は無い。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無く、申立期間の厚生年金保険料の控除を示す周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年12月3日から58年5月1日まで
昭和54年12月3日から58年9月20日までの期間、A町のB社内にあった同社の業務請負会社であるC社で事務員として働いていた。

しかし、私の厚生年金保険の加入期間は、昭和58年5月1日から同年9月20日までと記録されている。57年5月には、不慣れな作業現場で労働災害に遭遇しているのに、わずか4か月の加入記録とは不思議である。年金の記録を調べて見直してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が、申立期間にC社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、C社の元事業主は、「申立人の雇入れに際して、当時、請負先のB社に勤務していた申立人の元夫から、『健康保険の被扶養者として認められる範囲内での労働条件による採用を考えてほしい。』と依頼されたことにより、パート勤務として採用しており、社会保険には加入させていない。」と回答している上、元事業主の保管する申立人に係る従業員名簿の特記事項欄にもパートと朱記されているところ、申立人自身も、「当時、学校等に通う幼い娘の世話が十分できるよう出退勤の時間が自由になるパート・アルバイトでの働き方を希望し、賃金は時間給であった。」と供述している。

また、元事業主は、申立人が昭和58年5月1日から厚生年金保険被保険者資格を取得したことについては、「昭和57年5月の労働災害に係る労災保険の打ち切りの時期であったことから、労働条件を改善すべきであると考え、月額の基本給を定めて、厚生年金保険に加入させた。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 1 日から 16 年 1 月 1 日まで
平成 15 年 9 月に事業主と話し合い、16 年から給与が下がることとなったが、年金記録を見ると、15 年 7 月から同年 12 月までの標準報酬月額が 11 万 8,000 円となっている。申立期間は、給与が 26 万円支給されており、厚生年金保険料も以前と変わらず控除されていたため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、平成 15 年 9 月 1 日までの期間については当初 26 万円と記録されていたが、同年 9 月 19 日付けで、同年 9 月 1 日の定時決定を取り消し、同年 7 月 1 日にさかのぼって 11 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人に係るB市の平成 16 年度（15 年分）市県民税課税台帳に記載された社会保険料控除額は、15 年 1 月から同年 6 月までの標準報酬月額を 26 万円、同年 7 月から同年 12 月までの標準報酬月額を 11 万 8,000 円として算出した厚生年金保険料額等の合計額より低額であることが確認できる。

また、C年金事務所が保管しているA社における平成 15 年度滞納処分票の事蹟欄によると、同社は平成 15 年 5 月ごろから社会保険料が納付されていないことが記載されているが、同欄において「平成 15 年 9 月 18 日に、事業主来所。従業員、税理士とも相談し、4 月から実際に支給している額に報酬を合わせることと決めたとのこと。」と記載されている。

これらのことから、当該標準報酬月額の訂正処理は、事実即した処理であったことがうかがえる。

さらに、申立人が、「平成 15 年 9 月に事業主から給与を下げると言われ、

同僚と共に事業主と話し合った結果、16年から給与を下げることに決まった。」と主張していることに対して、申立人と同様に、平成15年9月19日付けで、標準報酬月額が同年7月1日にさかのぼって11万8,000円に訂正されている同僚は、「当時、事業主から給料を下げると言われたと思うが、それ以上のことは覚えていない。」と証言している上、当時の給与明細書等は保管しておらず、申立人の申立期間の給与の支給及び厚生年金保険料の控除についての具体的な証言を得ることはできなかった。

加えて、A社の事業主は、「平成15年から従業員の基本給を下げた。社会保険事務所（当時）で適正な手続をしている。」と回答している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 12 月 1 日から 11 年 6 月 30 日まで
A社で勤務していた時の標準報酬月額が平成 6 年 12 月から大幅に下がっている。当時の報酬月額は 28 万円ぐらいだったと記憶している。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における標準報酬月額に係るオンライン記録は、平成 6 年 12 月から 9 年 9 月までが 9 万 8,000 円、9 年 10 月から 11 年 5 月までが 15 万円とされているところ、申立人は、「平成 6 年 12 月から 9 年 9 月までの報酬月額は 28 万円、9 年 10 月から 11 年 5 月までの報酬月額は 25 万円と記憶しており、こんなに給与が下がった覚えは無い。」と主張しており、申立人の前夫である事業主も「当時の資料を保存していないが、申立人の給与を下げたことは無い。」と証言している。

しかしながら、雇用保険受給資格者証の記録(離職年月日は平成 11 年 5 月 20 日)から、申立人の離職時賃金日額が 5,000 円であることが確認でき、離職日前 6 か月間に支給された報酬額の平均は 1 か月当たり 15 万円であることが推認できることから、平成 10 年 10 月 1 日に定時決定された標準報酬月額 15 万円には妥当性が認められる。

また、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、さかのぼって訂正が行われた形跡も無く、定時決定等の処理年月日に不自然さは見られない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 6 月 12 日から 30 年 4 月 21 日まで

私は、昭和 29 年 6 月 12 日に A 社に入社し、最初の仕事は B 作業、その数か月後に C、その後、D 等の仕事に従事し、関連会社への出向も含め平成 8 年 2 月まで継続勤務したが、申立期間の厚生年金保険の記録が無く納得がない。人事記録等もあるので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された人事記録及び雇用保険の記録により、申立人が当該事業所及びその関連会社に昭和 29 年 6 月 12 日から平成 8 年 2 月 20 日まで継続して勤務していたことが認められる。

しかし、上記人事記録には、「試用 昭和 29 年 6 月 12 日」、「本採用 昭和 30 年 4 月 1 日」と記載されており、申立期間の大部分は試用期間であったことが確認できる。

また、申立人と、おおむね同時期に厚生年金保険の資格を取得した従業員 10 人に照会したところ 6 人から回答があり、そのうち 5 人は、「入社後、何か月かの試用期間があつて、その間は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述していることから、当該事業所では、新入社員に対し、一定期間の試用期間を設け、その間は、厚生年金保険の被保険者資格を取得させない取扱いであったことがうかがえる。

さらに、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立期間に、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月1日から33年1月1日まで
昭和32年10月1日にA社に入社し、平成6年7月31日まで継続して勤務しており、申立期間についても、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社に係る人事記録資料及び複数の同僚等の証言から、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、申立人と仕事内容が同じと考えられる複数の同僚は、「当時、入社日から3か月間は見習期間であり、見習期間を経過してから厚生年金保険に加入した。」と証言している。

また、当時の経理担当者は、「当時、経理業務のほかに社会保険業務に従事していたが、上司の指示により届出関係書類を作成していただけなので、詳しいことは分からない。」と証言しており、当時の上司も既に死亡しているため、申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて、確認することができない。

さらに、A社は、「保存期間が経過しており、当時の資料等が残っていないので、当時の見習期間における厚生年金保険の取扱いについては不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。